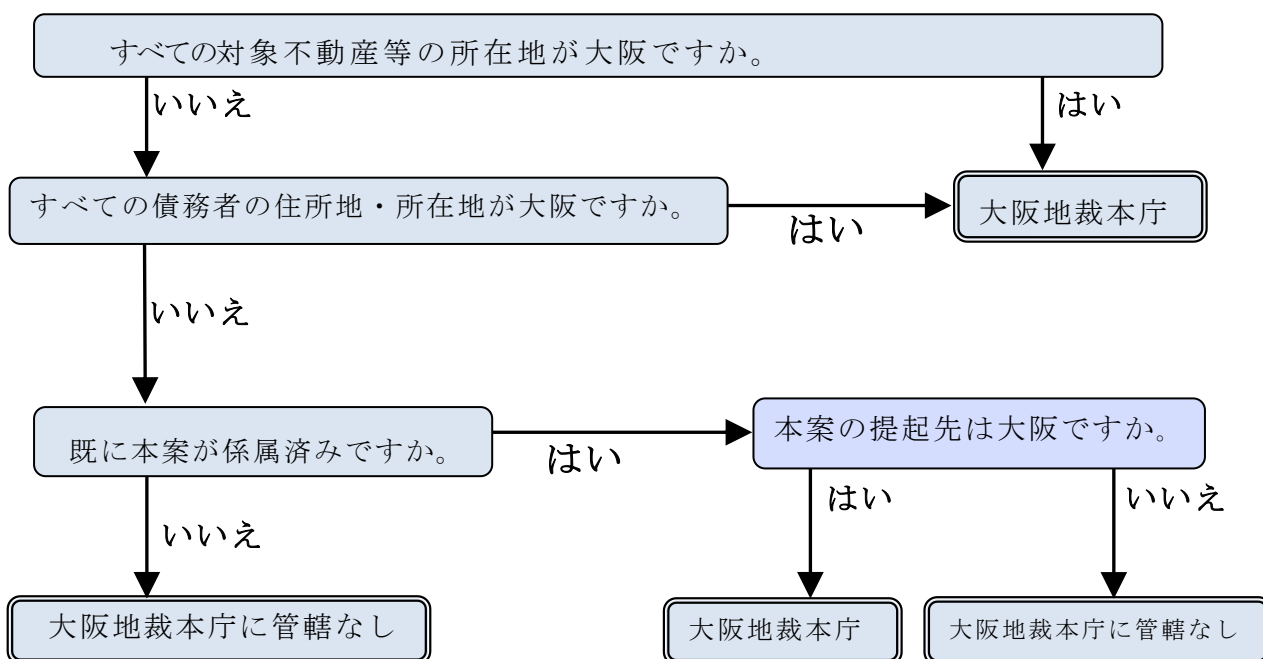


【管轄チェックチャート（仮処分）】（比較的事例の多い処分禁止仮処分・占有移転禁止仮処分におけるチャートです。）

本チャートで呼称する「大阪」は次の行政区域を指し、大阪地裁本庁の管轄区域となる。
池田市，茨木市，大阪市，交野市，門真市，四條畷市，吹田市，摂津市，大東市，高槻市，豊中市，豊能郡，寝屋川市，東大阪市，枚方市，三島郡，箕面市，守口市，八尾市
（※1 支部管轄（事務分配）の有無についての検討は，チャート末尾を参照）



※1 支部管轄についての検討

【堺支部で取り扱う事件】

大阪府下の次の行政区域にかかるものは，基本的に堺支部に申立てすべき事件となる。

堺市・高石市・大阪狭山市・富田林市・河内長野市・南河内郡・羽曳野市・松原市・柏原市・藤井寺市

【岸和田支部で取り扱う事件】

大阪府下の次の行政区域にかかるものは、基本的に岸和田支部に申立てすべき事件となる。

岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・泉北郡・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡